電子提供措置の開始日　2024年11月１日

第33回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

主要な事業内容
主要な営業所及び工場
使用人の状況
主要な借入先の状況
株式の状況
新株予約権等の状況
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

（2023年９月１日から2024年８月31日まで）

株式会社ANAP

事　業　報　告

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

１．会社の現況

（1）主要な事業内容（2024年８月31日現在）

事　業　区　分	事　　業　　内　　容
店舗販売事業	ショッピングモール、ファッションビル、路面店において自社商品を店舗販売しております。
インターネット販売事業	ＡＮＡＰオンラインショップのサイトを開設し、自社商品及び他社商品をインターネット販売するとともに、他社が運営しているＥＣサイトを通じて、自社商品をインターネット販売しております。
卸売販売事業	自社商品を地方の専門店向けを中心に卸売販売しております。
ライセンス事業	当社ブランドの使用を許諾しロイヤリティ収入を得ることに加え、自社ブランドの確立や販路拡大に貢献しております。
メタバース関連事業	メタバース空間でのファッションアイテム販売や、企業のメタバース事業参入を支援するサービスを提供しておりましたが、主力事業の立て直しを優先するため撤退致しました。

（2）主要な営業所及び工場（2024年８月31日現在）

本　　社	東京都港区南青山四丁目20番19号 東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号（登記上の本店所在地）
店　　舗	合計31店舗 北海道　３店舗　青森県　１店舗 宮城県　２店舗　山形県　１店舗 福島県　１店舗　東京都　４店舗 神奈川県１店舗　埼玉県　２店舗 千葉県　１店舗　茨城県　２店舗 栃木県　１店舗　群馬県　１店舗 静岡県　２店舗　愛知県　３店舗 石川県　１店舗　三重県　１店舗 大阪府　２店舗　岡山県　１店舗 宮崎県　１店舗

（3）使用人の状況（2024年８月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106（78）名	34名減（54名減）	30.9歳	6.0年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（4）主要な借入先の状況（2024年８月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	700,000千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	250,000千円
株式会社三井住友銀行	300,000千円
株式会社みずほ銀行	300,000千円
オリックス株式会社	100,000千円
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円
株式会社ネットプライス	600,000千円
合計	2,550,000千円

2．株式の状況（2024年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数　13,920,000株

（2）発行済株式の総数　5,474,800株（自己株式345,707株を含む。）

（3）株主数　3,367名

（4）大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
家髙　利康	865,000株	16.86%
株式会社ネットプライス	750,000	14.62
中島　篤三	551,400	10.75
寺岡　聖剛	135,700	2.65
熊谷　晶紀	74,500	1.45
家髙　祐輔	50,000	0.97
近藤　正博	40,600	0.79
金子　徹	40,500	0.79
株式会社近藤紡績所	40,000	0.78
竹内　博	40,000	0.78

（注）１．当社は、自己株式345,707株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役西堀敬氏は、㈱日本ビジネスイノベーション代表取締役社長、㈱ツカダ・グローバルホールディング社外取締役、㈱遺伝子治療研究所社外取締役、㈱吉村監査役、㈱ＴＮＢＩ取締役及びGATES GROUP㈱社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役林光氏は、㈱トランディア代表取締役及び㈱ネットプライス執行役員CTOを兼務しております。㈱ネットプライスは当社の主要株主に該当します。

・監査役今長雅毅氏は、今長税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役松川和人氏は、松川和人税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　西堀　敬	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての専門知識と豊富な実務経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役　林　光	2023年11月に就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営及び、IT分野・インターネット分野での豊富な知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役　今長雅毅	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　松川和人	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　フェイス監査法人

（2）報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。

② 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

③ 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

④ 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、内部通報制度を活用して不正行為等の防止を図る。

⑤ 取締役が当社の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。

⑥ 代表取締役社長直轄部門として内部監査業務を専任所管する部門（内部監査室）を設けて、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

⑦ 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努める。

⑧ 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

② 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。

③ 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社はリスク管理のため、業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、法務、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

② 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。

③ 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、各部門長等による定例会議を原則月１回定期的に開催する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月１回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

② 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。

③ 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。

④ 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。

⑤ 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社管理規程に基づき、重要な事項の決定については当社と事前協議の上実施するよう子会社に義務付けている。

② 営業成績、財務状況その他重要な情報について、子会社から適切に報告させることにより管理、監督をする。

③ 内部監査室は子会社に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営の効率性、関連法令の遵法性の面から監査及び支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、協議の上で決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役より監査役を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

② 取締役は、当該使用人の人事考課及び異動については、監査役の意見を尊重して行う。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役は、法令に違反する事実、或いは当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査役に報告する。

② 当社の監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、当社の重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

③ 当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を確保することができる。

② 監査役は、①の予算以外に緊急又は臨時に支出した費用についても、特段の理由がない限り全額会社が負担するものとする。

（11）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、対外透明性を確保する。

② 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。

③ 監査役は、当社の取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議など業務執行部門の重要な会議に出席する。

④ 監査役、会計監査人及び内部監査室は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

⑤ 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

（12）反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「企業行動指針」をはじめとしたコンプライアンス関係の規程等を、当社役員及び従業員に周知いたしました。

また、「年度監査計画」に基づき、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携しながら、被監査部門の内部監査を実施いたしました。

貸 借 対 照 表

（2024年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**496,697**	**流動負債**	**2,721,430**
現金及び預金	170,772	買掛金	5,842
		短期借入金	2,050,000
売掛金	94,206	1年内返済予定の長期借入金	500,000
		リース債務	1,499
		未払金	73,090
商品及び製品	171,883	未払費用	53,093
		未払法人税等	7,638
原材料及び貯蔵品	14,366	契約負債	5,754
		預り金	2,911
前払費用	22,814	賞与引当金	5,250
		資産除去債務	14,110
		その他	2,239
その他	22,654	**固定負債**	**178,576**
		リース債務	1,804
固定資産	**326,161**	繰延税金負債	294
		退職給付引当金	59,967
有形固定資産	**0**	資産除去債務	116,508
		負債合計	**2,900,006**
無形固定資産	**0**	（純資産の部）	
		株主資本	**△2,077,147**
投資その他の資産	**326,161**	**資本金**	**522,865**
		資本剰余金	**838,761**
投資有価証券	21,024	資本準備金	452,865
		その他資本剰余金	385,895
		利益剰余金	**△3,243,343**
長期前払費用	0	利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△3,245,843
		別途積立金	250,000
敷金及び保証金	299,362	繰越利益剰余金	△3,495,843
		自己株式	**△195,430**
その他	5,775	**純資産合計**	**△2,077,147**
資産合計	**822,859**	**負債純資産合計**	**822,859**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,709,226**
売上原価		**1,412,555**
売上総利益		**1,296,670**
販売費及び一般管理費		**2,293,163**
営業損失（△）		**△996,492**
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	34	
受取還付金	5,381	
受取手数料	1,200	
その他	2,066	8,705
営業外費用		
支払利息	19,840	
支払手数料	67,230	
為替差損	707	
その他	706	88,485
経常損失（△）		**△1,076,272**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,752	1,752
特別損失		
減損損失	41,463	
投資有価証券評価損	39,436	
関係会社清算損	10,302	
倉庫移転費用	11,429	
その他	2,305	104,937
税引前当期純損失（△）		**△1,179,457**
法人税、住民税及び事業税	8,405	
法人税等調整額	△268	8,136
当期純損失（△）		**△1,187,594**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	522,865	452,865	385,895	838,761
当期変動額				
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	522,865	452,865	385,895	838,761

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,500	250,000	△2,308,248	△2,055,748
当期変動額				
当期純損失（△）			△1,187,594	△1,187,594
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	△1,187,594	△1,187,594
当期末残高	2,500	250,000	△3,495,843	△3,243,343

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△195,430	△889,552	934	934	3,534	△885,084
当期変動額						
当期純損失（△）		△1,187,594				△1,187,594
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△934	△934	△3,534	△4,468
当期変動額合計	－	△1,187,594	△934	△934	△3,534	△1,192,063
当期末残高	△195,430	△2,077,147	－	－	－	△2,077,147

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．継続企業の前提に関する注記

当社は、2020年８月期以降５期連続で、営業損失・経常損失・当期純損失を計上しており、当事業年度末時点においては純資産が△2,077,147千円の債務超過となりました。

このような状況において、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識であり、早期に是正すべく以下の施策を実施しております。

（資金繰りについて）

当社は、2024年７月31日付「事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にて公表した通り、事業再生ＡＤＲ手続が成立し、対象債権者による金融支援及びスポンサー企業による資本増強も含めた事業再生計画の承認を得るに至りました。2024年10月３日開催の臨時株主総会において、代表取締役の異動及び取締役の刷新を行い、新たな体制のもとで事業再生にむけた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を進めてまいります。また、2024年10月17日付「第三者割当による当社新株式及び第三者割当による第６回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び、その他関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、2024年10月17日開催の取締役会において、2024年11月26日開催予定の定時株主総会の承認決議が得られることを条件として第三者割当による普通株式及び第三者割当による第６回新株予約権の発行をおこなうことを決議しており、資金繰りの安定を図ってまいります。

（自己資本の脆弱性について）

当社は、当事業年度末時点で、純資産残高が△2,077,147千円の債務超過となっております。上述のとおり2024年7月31日に事業再生ＡＤＲ手続が成立し、2024年７月31日付「事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にて公表した通り、取引金融機関を含む６社に対する債務1,399,999千円の債権放棄が行われることに加え、第三者割当増資等の資金調達により債務超過からの脱却を図ります。また、新たな経営体制のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図り、本業の再生についても事業再生計画の基となる施策を実施することで収益体質の改善に努めてまいります。

（売上高減少や収益力の低下について）
当社の業績は、2020年以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、政府・自治体の施策等で行動制限がなされ人流が滞ったことや、商品調達における海外サプライチェーンが停滞したこと、インターネット販売への新規参入が増加し競争が激化したこと、長期に亘る行動制限により消費者のアパレル需要が変容したことなどの複合的な要因から継続的に厳しい状況にありました。当事業年度においても事業再生ＡＤＲ成立までの間、積極的な営業戦略を抑えたことなどから、事業の立て直しは滞っている状況にありました。当社は、2024年10月３日開催の臨時株主総会において、代表取締役の異動及び取締役の刷新を行い、新たな体制のもとで事業再生にむけた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を進めてまいります。年々低下している売上高と収益力を回復させるために、ブランド戦略の再構築と店舗並びにインターネットにおける販売力の強化及び、商品企画を強化し、新たな仕入チャネルの確立によるコスト削減に取り組んでまいります。

上記のとおり、事業再生に向けた取り組みを行っているものの、これらの対応策は実施途上であり、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～39年
工具、器具及び備品	４～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年)、商標権については10年で償却しております。

(3) 長期前払費用
定額法を採用しております。
(4) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
従業員の退職金給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
(1) 商品又は製品の販売
当社の顧客との契約から生じる履行義務は、主にインターネット販売事業、店舗販売事業及び卸売販売事業における衣料品等の商品又は製品の提供であり、顧客に商品又は製品を引き渡した時点でその対価としての収益を認識しております。なお、インターネット販売及び卸売販売については、国内販売であること、及び通常、出荷から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、商品又は製品を出荷した時点で収益を認識しております。
(2) 自社ポイント
商品又は製品の販売時に顧客へ付与したポイントについては、付与したポイントを顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、顧客がポイントを売上値引として利用した時点で収益を認識しております。

Ⅲ．表示方法の変更に関する注記

前事業年度において独立掲記しておりました「有形固定資産」の「建物」（当事業年度０千円）、「工具、器具及び備品」（当事業年度０千円）、「土地」（当事業年度０千円）及び、「リース資産」（当事業年度０千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「有形固定資産」として一括表示しております。

また、前事業年度において独立掲記しておりました「無形固定資産」の「商標権」（当事業年度０千円）、「リース資産」（当事業年度０千円）、「ソフトウェア」（当事業年度０千円）及び「その他」（当事業年度０千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「無形固定資産」として一括表示しております。

Ⅳ．会計上の見積りに関する注記

１．固定資産の減損

①　当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	0千円
無形固定資産	0千円
投資その他の資産(長期前払費用)	0千円
減損損失	41,463千円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗または事業単位を基準としてグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や、著しい経営環境の悪化が生じている場合等において、減損の兆候を識別しております。減損の兆候が識別された資産グループについては減損の要否の判定後、必要と認められる場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

(2) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は以下のとおりであります。

・業績不振となったインターネット販売事業は今後の不確実性を踏まえて、当事業年度の実績に一定のストレスを付加した業績予測を使用しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた仮定は、見積りの不確実性を伴います。

２．棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	171,883千円
棚卸資産評価損	83,310千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

商品及び製品の貸借対照表価額は、総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

(2) 主要な仮定

当社は衣料品の小売業であり、競合企業との厳しい競争関係にあり、流行や嗜好の変化が速く商品のライフサイクルが短い傾向があります。また、当社が顧客の嗜好の変化に対応した商品及び製品を提供できない場合や、予測できない気象状況の変化が生じた場合等において、販売可能性の低下した商品及び製品が増加する可能性があります。そのため、一定期間以上滞留が認められる商品及び製品については、商品及び製品の収益性が低下したと仮定し、収益性の低下による正味実現可能価額の下落を反映するために、時の経過に伴って規則的にその帳簿価額を減額しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りには不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や将来の経済状況の変動等により、翌事業年度において回収が見込まれない場合、棚卸資産の評価損を計上する可能性があります。

Ⅴ．貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

売掛金	94,206千円
商品及び製品	171,883千円
計	266,089千円

上記に対応する債務

短期借入金	600,000千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　435,994千円

３．当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,760,000千円
借入実行残高	1,450,000千円
差引額	310,000千円

Ⅵ．損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引	360千円
営業取引以外の取引	1,200千円

２．研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費	4,000千円

３．減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都他	営業店舗 ４店舗	建物、工具、器具及び備品

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び事業単位を基準としてグルーピングを行っております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び使用範囲の変更により、既存の投資回収が困難になった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失41,463千円として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物35,516千円、工具、器具及び備品5,946千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　5,474,800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

345,707株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳　（単位：千円）

繰延税金資産	
賞与引当金	1,607
契約負債	1,762
商品評価損	6,750
関係会社株式評価損	3,061
投資有価証券評価損	20,947
退職給付引当金	18,362
ソフトウェア	5,201
減損損失	91,155
資産除去債務	39,995
繰越欠損金	1,154,038
その他	7,011
繰延税金資産小計	1,349,894
評価性引当額	△1,349,894
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
その他	△294
繰延税金負債合計	△294
繰延税金負債の純額	△294

IX. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や第三者割当増資）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後10年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成･更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません（(注２）参照)。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	299,362	294,287	△5,074
資産計	299,362	294,287	△5,074
(1) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	500,000	499,730	△269
(2) リース債務（１年内返済予定を含む）	3,304	3,281	△22
負債計	503,304	503,011	△292

（注１）現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注２）市場価格がない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	21,024

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	294,287	－	294,287
資　　産　　計	－	294,287	－	294,287
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	499,730	－	499,730
リース債務（１年内返済予定を含む）	－	3,281	－	3,281
負　　債　　計	－	503,011	－	503,011

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

X．関連当事者との取引に関する注記

１．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金（千円）	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱ＡＮＡＰラボ	東京都渋谷区	30,000	所有 直接 100.00%	業務支援	管理業務の受託(注１) 清算配当金(注２)	1,200 10,586	－	－

（注１） 価格その他の取引条件は、当社発生費用を基礎に両社協議のうえ決定し、子会社より収受しております。

（注２） ㈱ANAPラボは、2024年２月９日に清算結了しております。

２．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金（千円）	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
法人主要株主	㈱ネットプライス	東京都港区	490,000	（被所有）直接 14.6%	役員の兼任、資本業務提携	資金の借入(注１) 利息の支払(注１) 担保の提供(注２)	600,000 5,394 600,000	短期借入金 未払利息 －	600,000 5,394 －

（注１） 資金の借入利率については、市場金利を勘案して決定しております。

（注２） 短期借入金残高600,000千円に対して、売掛金及び商品を担保に供しております。

XI．収益認識に関する注記

１．当事業年度の収益の分解情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	報告セグメント						その他(注)	合計
	店舗販売事業	インターネット販売事業	卸売販売事業	ライセンス事業	メタバース関連事業	計		
売上高								
レディースカジュアル	942,503	444,079	2,127	－	－	1,388,710	24,138	1,412,849
キッズ・ジュニア	947,302	243,342	52,051	－	－	1,242,695	4,517	1,247,213
雑貨・メンズ	2,924	37	－	－	－	2,962	7	2,969
その他	－	－	－	42,987	1,440	44,427	1,766	46,194
顧客との契約から生じる収益	1,892,730	687,459	54,179	42,987	1,440	2,678,796	30,429	2,709,226
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,892,730	687,459	54,179	42,987	1,440	2,678,796	30,429	2,709,226

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、重要性が乏しい構成単位であります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

３．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	207,341
顧客との契約から生じた債権（当期末）	94,206
契約負債（当期首）	19,560
契約負債（当期末）	5,754

契約負債は主に、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当事業年度の期首現在の契約負債残高は、ほとんどすべて当事業年度の収益として認識されています。

②　残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

Ⅻ．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　△404円97銭

(2) １株当たり当期純損失（△）　△231円54銭

Ⅻ. 重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式及び第６回新株予約権の発行中止について）

当社は、2024年８月１日開催の取締役会において、2024年10月３日開催予定の当社臨時株主総会における承認を条件として、第三者割当による新株式及び第６回新株予約権の発行を行うことを決議しておりましたが、2024年９月10日開催の取締役会において、当該新株式及び新株予約権発行の中止を決議いたしました。

【中止とした第三者割当増資の概要】

Ａ．普通株式

１．募集株式の種類及び数	普通株式 3,409,000株
２．発行価額	一株あたり396円
３．払込金額の総額	1,349,964千円
４．申込期日	2024年10月７日
５．払込期日	2024年10月７日
６．割当予定先	株式会社ネットプライス：505,000株 ネットプライス事業再生有限責任事業組合 ：2,904,000株

Ｂ．第６回新株予約権

１．割当日	2024年10月７日
２．新株予約権の総数	17,676個
３．発行価額	総額 2,828千円
４．潜在株式数	1,767,600株
５．資金調達の額	702,797千円
６．行使価額	当初行使価額 396円
７．割当予定先	株式会社ネットプライス：7,575個 ネットプライス事業再生有限責任事業組合： 7,576個 有限会社ジー・アイ・エム商事：2,525個

（資金の借入について）

当社は、2024年９月20日開催の取締役会において、ネットプライス事業再生合同会社との間で、借入に関する取引基本契約を締結することを決議し、同日締結いたしました。また、当該契約に基づき、2024年９月30日、2024年10月１日及び2024年10月31日付で借入を実行しています。

【借入契約の概要】

１．借入人	株式会社ＡＮＡＰ
２．貸付人	ネットプライス事業再生合同会社
３．借入金額	極度額金 800,000千円
４．金利	２％（固定）
５．契約締結日	2024年９月20日
６．借入開始予定日	2024年９月中
７．最終返済期日	増資が実施された日もしくはこれに相当する支援が実施された日
８．資金使途	運転資金
９．担保設定	無

（第三者割当による新株式及び第６回新株予約権の発行について）

当社は、2024年10月17日開催の取締役会において、2024年11月26日開催予定の当社定時株主総会における承認を条件として、第三者割当による新株式及び第６回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

【募集の概要】

Ａ．普通株式

１．発行新株式数	普通株式 10,800,000株
２．発行価額	一株につき125円
３．資金調達の額	1,350,000千円
４．増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額：675,000千円 増加する資本準備金の額：675,000千円
５．払込期日	2024年11月27日
６．割当予定先	ネットプライス事業再生合同会社：6,800,000株 ＱＬ有限責任事業組合：3,600,000株 株式会社サムライパートナーズ：400,000株
７．資金使途	現物出資による債務の株式化

Ｂ．第６回新株予約権

１．割当日	2024年11月27日
２．新株予約権の総数	28,925個
３．発行価額	総額 11,598千円（本新株予約権１個につき401円）
４．潜在株式数	2,892,500株（本新株予約権１個につき100株）
５．資金調達の額	711,583千円 （内訳）新株予約権発行による調達額：11,598千円 新株予約権行使による調達額：699,985千円
６．行使価額	当初行使価額 242円
７．割当予定先	株式会社ネットプライス：6,198個 ＱＬ有限責任事業組合：22,727個
８．資金使途	①新規出店及び既存店舗の改修費用：200,000千円 ②販売事業における広告・プロモーション費用：200,000千円 ③商品仕入、イベント販売等の運転資金：251,303千円

（事業再生ＡＤＲ手続に基づく債務免除の効力発生）

当社は、2024年10月31日付で取引金融機関に対する借入金総額550,000千円の弁済を実施し、これに伴い、同日付で事業再生ＡＤＲ手続に基づく1,399,999千円の債務免除の効力が発生いたしました。

当社は、2024年7月31日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議（続行期日７）にて、当社より提出した事業再生計画案について、全ての取引金融機関にご同意いただき、事業再生ＡＤＲ手続が成立しました。本債務免除は、事業再生ＡＤＲ手続成立後最初に開催される株主総会決議後１ヵ月を経過した日の属する月の末日または2025年１月末日のいずれか早い期日までに残債権の一括弁済を実施した日をもって効力が発生するものとされておりましたが、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、本債務免除の効力が発生しました。

なお、当社に対する債務免除額1,399,999千円は、翌事業年度の第１四半期に特別利益計上する予定であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月31日

株式会社ＡＮＡＰ
取締役会　御中

フェイス監査法人
東 京 都 渋 谷 区

指定社員 業務執行社員	公認会計士　中川 俊介
指定社員 業務執行社員	公認会計士　大槻 直太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＮＡＰの2023年９月１日から2024年８月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度以前より継続して営業損失を計上しており、また、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

１．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年９月20日開催の取締役会において、ネットプライス事業再生合同会社との間で、借入に関する取引基本契約を締結することを決議し、同日付で取引基本契約を締結している。また、当該契約に基づき借入を実行している。

２．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年10月17日開催の取締役会において、2024年11月26日開催予定の定時株主総会における承認を条件として、第三者割当による新株式及び第６回新株予約権の発行を行うことを決議している。

３．重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年10月31日付で取引金融機関に対する借入金の弁済を実施し、これに伴い、同日付で事業再生ＡＤＲ手続に基づく債務免除の効力が発生している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年９月１日から2024年８月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フェイス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月31日

株式会社ＡＮＡＰ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　今　長　雅　毅　㊞

監　査　役　水　分　博　之　㊞

社外監査役　松　川　和　人　㊞

社外監査役　大　重　喜　仁　㊞

以　上